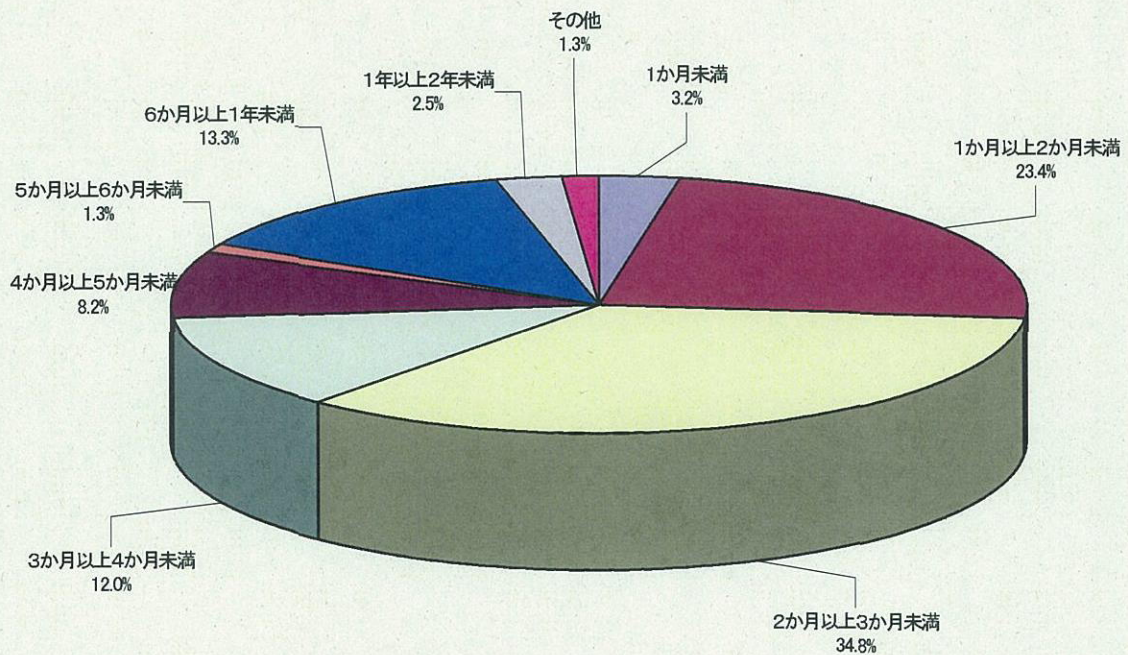


(21.11.30 最高裁家庭局)

**児童相談所が一時保護を実施してから児童福祉法28条1項
事件を申し立てるまでに要した期間**

平成20年1月から同年12月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条1項事件197件のうち、当局で把握した158件の事案について、児童相談所が一時保護を実施してから児童福祉法28条1項事件を申し立てるまでに要した期間を、審判書等を基に計算した結果は、次のとおりである。

- 2か月以内に26.6%が、3か月以内に61.4%が、4か月以内に73.4%の事案が申し立てられている。
- 最短は4日、最長は492日で、平均は105.8日であった。



※その他（2件）は、入院中に児童福祉法28条1項事件申立てがあつて退院後に一時保護された事案及び乳児院から児童養護施設へ変更された事案である。